

V 教育課題

第12分科会 自立（特別支援教育）

研究課題 自立や社会参加の実現に向けた特別支援教育の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

我が国が目指している社会は、互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のために、小学校教育においては、自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むとともに、一人一人が仲間として支え合いながら、より良い社会を築いていこうとする「共生」の態度を養うことが大切である。

その実現のためには、子どもたちが社会の激しい変化に流されることなく、様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、自立していくことができるように「生きる力」を育むことが求められる。

また、障害の有無にかかわらず誰もが相互に尊重し合える共生社会を築くことも大切である。

特別支援教育は、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるような指導及び支援を行うものである。また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を要する子どもが在籍する全ての学校においてなされるものである。

特別支援教育では、ノーマライゼーションの理念と具現化の普及、浸透に努めてきているが、平成22年12月に中央教育審議会において、現行の特別支援教育の充実を図る意味から、インクルーシブ教育を推進していく旨の方向が示されている。

ここでは、全教職員が特別支援教育に対する共通認識に立ち、一体となって推進していく校内指導体制の確立や、関係機関との連携等を進めることが重要となる。

本分科会では、これらの課題解決のために、校長が果たすべき役割と指導性について明らかにする。

リーダーシップの視点

（１）一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容の充実

特別支援を必要とする子どもは、一人一人発達や障害の種類・程度が大きく異なる。

したがって、個に応じたきめ細かな指導を効果的に行い、自立する力を育てていくために、一人一人の発達や障害の程度についての実態把握とそれに基づいた指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画や教育支援計画を作成することが大切である。

個に応じたきめ細かな指導は、子ども一人一人の個性や状況を見取るとともに、子どもの思いや願いを受け止めることが基盤となる。そうした視点から、校内における適切な理解と認識を深め、子どもに社会性や豊かな人間性を育むための交流学习や共同学習を、組織的・計画的に工夫する校長の役割と指導性について究明する。

（２）特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必要な取組

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方策の検討などを行う必要がある。また、中心的な役割を果たす特別支援教育コーディネーターが機能する組織体制づくり、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別的教育支援計画」を活用した関係機関との連携に基づく効果的な支援などの体制づくりを行う必要がある。また、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるために、校内研修の充実や、校外での研修参加など、専門性の向上に努めさせることも大切である。特に、校内においては、事例研究や学びの支援委員会の定期的な開催など、一人一人の子どもの状況の把握やその変容について、全職員が共通理解する場を設定する校長の役割と指導性について究明する。

第 12 分科会 「自立」（特別支援教育）

研究課題 「自立や社会参加の実現に向けた特別支援教育の推進と校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

LD, ADHD, 高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。小学校において通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の子どもに対する理解や指導及び支援に努めてきている。「校内委員会に設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」についても、着実に取組が進んできている。

しかし、これらの子どもがいじめの対象となったり不適応を起こしたりする場合があります、それが不登校につながる場合がある。これまで以上に、学校全体で特別支援教育を推進することにより、いじめや不登校を未然に防止しなければならない。さらに、子どもの教育的ニーズを把握し、それに対応した指導等を行うことが学校全体に浸透することで、障害の有無にかかわらず、確かな学力の向上や豊かな心の育成にもつながる。

また、障害のある児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等様々な観点から生じるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、または密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、福祉、医療等の面からの対応の重要性も踏まえて、関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、福祉、医療等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

こうしたことから、特別支援教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、学校教育が抱えている様々な課題の解決や改革に、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されている。学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、特別支援教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

また、最近では、インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性が論議されており、国の動向をうかがいながら、短期・中長期の段階的实施、人的・物的な環境整備など、具体的な方策を検討する必要がある。

校長は、家庭・地域社会・関係機関等との連携を深め、ノーマライゼーションの理念と具現化の方策を普及、浸透すると共に、子どもの発達や障害等についての理解を広げ、子どもや保護者に温かく寄り添う教育活動の充実に向けて強くリーダーシップを発揮することが求められている。

2. 「研究課題」を究明する視点

（１）一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容の充実

- ・特別な支援を必要とする子どもの実態把握とそれに基づいた指導計画の作成と充実
- ・交流学习や共同学習等を効果的に位置付けた教育課程の編成

（２）特別支援教育を効果的に推進するための体制の整備及び必要な取組

- ・全校的な支援や関係機関との連携に基づく効果的な支援が機能する体制の確立
- ・全職員が共通認識に立ち、一体になって推進するための校内研修の充実

3. 分科会の方向性と研究視点に関する資料

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について

平成 20 年 中教審

(3) 特別支援教育

② 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育

a) 小・中学校の特別支援学級及び通級による指導について

○ 小・中学校の特別支援学級や通級による指導は、小・中学校における教育の一形態であることを、すべての教職員が十分認識し、その指導が学校全体で行われるようにするため、次のような改善を図る。

- ・特別支援学級、通級による指導に係る特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校学習指導要領に定める事項を取り入れた教育課程を編成することができることを明確にする。
- ・学校内の支援体制を整備するとともに、学校全体で取り組むこととする。
- ・個々の子どもの実態を的確に把握し、それに応じたきめ細かな指導を行うため、個別の指導計画の作成に努めること。
- ・一人一人に応じた適切な支援を行うためには、家庭や関係機関等との連携が重要であることから、必要に応じて、個別の教育支援計画の策定やその活用を図ること。

b) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級における指導の充実について

○ 小・中学校の通常の学級において、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の子どもが約 6 % 程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの子どもの障害特性などを十分に理解し、各教科等において適切な指導を行う必要がある。そこで、幼稚園、高等学校等も含め、障害のある子どもに対する理解と適切な指導を充実するため次のような改善を図る。

- ・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の通常の学級に在籍する障害のある子どもに対し、必要に応じて、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を行うこと、特別支援学校や特別支援学級における指導方法を参考とした指導を行うようにすることなど、個々の障害に応じて必要な配慮が適切に行われるようにすることを明確にする。
- ・早期からの適切な指導を実施することは、その後の教育を進めていく上で大きな効果が期待できることから、認定こども園制度の創設なども考慮しつつ、障害のある子どもが在籍する幼稚園に対する支援の充実を図る。また、幼稚園段階における障害の状態に応じた指導の充実方策について、更に検討する。

特別支援教育について

平成26年 文部科学省

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校（平成 18 年度までは盲学校・聾学校・養護学校）や小学校・中学校の特別支援学級（平成 18 年度まで特殊学級）、あるいは「通級による指導」において適切な教育が行われています。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も平成 5 年度の制度開始以降増加してきています。平成 24 年 5 月 1 日現在、義務教育段階において特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数の占める割合は約 2.9 パーセントとなっています。また、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数について、文部科学省が平成 24 年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果（※資料（データ、通知、答申、報告書等）では、約 6.5 パーセント程度の割合で通常の学級に在籍して

いる可能性を示しています。

障害のある児童生徒をめぐる最近の動向として、障害の重度・重複化や多様化、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の児童生徒への対応や、早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化、障害者の自立と社会参加などが進んでいます。

このような動向を踏まえ、平成 17 年 12 月 8 日には、中央教育審議会において「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が取りまとめられました。この答申における提言等を踏まえ、文部科学省においては次の制度改正を行ったところです。

●通級による指導の対象に LD・ADHD が新たに加えられました（平成 18 年 4 月施行）。

●学校教育法等が改正され、従来の盲・聾・養護学校の制度は複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換され、また小・中学校等においても特別支援教育を推進することが法律上明確に規定されました。さらに、これに伴う関係法令の整備の中で、障害のある児童の就学先を決定する際には保護者の意見も聴くことが法令上義務付けられました。

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 審議経過報告（概要）

平成 21 年 文部科学省

○特別支援教育の更なる充実を図るための検討の方向性及び課題について、以下のとおり整理

3. 小・中学校における特別支援教育

（1）校内体制の整備

- ・支援の「質」の一層充実（校長の理解促進と適切なリーダーシップ、全校的体制の構築など）
- ・特別支援教育に係る教員配置(すべての学級に発達障害の児童生徒が在籍する可能性)

（2）特別支援教育コーディネーター

- ・研修等を通じた人材養成の推進
- ・複数配置による専門性の相互補完,組織的対応
- ・スペシャリスト配置による地域全体の推進強化
- ・校務専念のための環境整備

（3）個別の教育支援計画、個別の指導計画

- ・必要な者に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用（実態把握、専門性やノウハウに関する小・中学校への支援、センター的機能活用、PDCA サイクルの確立など）
- ・個別の教育支援計画と類似の計画との関係整理（生涯にわたる一貫した支援の観点）

（4）特別支援教育支援員

- ・すべての学級に発達障害等の児童生徒が在籍する可能性を踏まえた配置促進、地域格差是正
- ・人材確保や研修の在り方、教員との役割や責任分担、学生支援員の活用促進、NPO との連携及び役割分担

（5）特別支援学級、通級指導

- ・担当教員の専門性向上、児童生徒の実態に応じた教育課程編成
- ・知的障害のある児童生徒、境界域の児童生徒への対応
- ・他校通級が多い実態への対応、巡回指導の促進

5. 特別支援教育担当教員等の専門性

○ 特別支援学校、特別支援学級、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、通常学級担当教員それぞれが必要とする特別支援教育に関する知識及び理解

○ 特別支援学校教諭免許状の在り方について、教員資質向上方策の見直しの動向を踏まえ要検討

○ 採用、配置（人事異動）、研修等を通じた専門性の確保

（1）特別支援学校教員の専門性

- ・免許状の各教育領域に共通する専門性や教育領域ごとの専門性確保

- ・免許状保有率の向上，他領域の免許状取得の計画的促進
- ・教育職員免許法附則 16 項「当分の間」の扱い
- ・弾力的な人事上の配慮（同一校の在職年数延長，特別支援学校間の適切な異動など）

(2) 小・中学校の担当教員等（※）の専門性

※ 特別支援学級担任，通級指導担当教員，特別支援教育コーディネーター

- ・各障害種の専門性を担保できる仕組み
- ・特別支援教育の経験が少ない若手教員への支援の仕組み
- ・個別の指導計画等の作成・活用のため，専門性のある者が支援する体制の確立
- ・特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状取得促進のための環境醸成
- ・弾力的な人事上の配慮（同一校の在職年数延長，特別支援学校との適切な人事交流など）

(3) 小・中学校通常学級担当教員の専門性

- ・特別支援教育に関する基礎的知識（障害特性，障害に配慮した指導，個別の指導計画の作成・活用など）
- ・特別支援教育のみならず，学級経営力，授業力，人間形成力など教員としての基本的資質の総合力
- ・各教科等への特別支援教育の視点を加えた授業力
- ・具体的かつ実践的な研修（教員と専門医等の連携によるケーススタディなど）

6. 学校外の人材や関係機関，民間団体等との連携協力

(1) 学校外の人材の活用と関係機関との連携協力

- ・各学校と地域における医療，保健，福祉，労働等との効果的かつ効率的な連携・協力
- ・外部専門家（PT,OT,ST 等）の活用など教員を支えるシステムづくり
- ・学校単位での専門性担保，地域単位での支援体制の整備

(2) 親の会，NPO や学校ボランティア等との連携協力

- ・新しい公共の視点を踏まえつつ，各地域における親の会，NPO，学校支援ボランティア等の活用
- ・NPO 等の育成・支援の在り方，
- ・関係機関，親の会，NPO 等との連携及び有機的なネットワークの構築

平成 25 年度特別支援教育体制整備状況調査

文部科学省

■調査項目

①校内委員会の設置状況、開催回数、②実態把握の実施状況、③特別支援教育コーディネーターの指名、連絡調整等の実施状況、④個別の指導計画の作成状況、⑤個別の教育支援計画の作成状況、⑥巡回相談員の活用状況、⑦専門家チームの活用状況、⑧特別支援教育に関する教員研修の受講状況

■調査結果の概要

(1) 年度別推移

全調査対象の合計（国公立の幼小中高校の合計）では、比較できる全ての調査項目で平成 25 年度を上回っており、全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。公立小・中学校においては「校内委員会の設置」「実態把握」「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており「個別の指導計画の作成」「個別の教育支援計画の作成」についても着実に取組が進んでいる。今後は、障害のある児童生徒一人一人に対する支援の質を一層充実させることが課題となっている。また、公立高等学校においては「校内委員会の設置」「実態把握」「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制は、ここ数年で着実に進みつつある。

(2) 幼小中高別

幼小中高において、全ての調査項目で平成 25 年度の実施率を上回っており、着実に取組が進んでいる。幼稚園・高等学校においては、小・中学校に比べ実施率が低く、体制整備が課題。

(3) 国公立別

国公立において、平成 25 年度の実施率を概ね上回っており、取組が進んでいる。全ての調査項目において、私立学校においては、国公立に比べ実施率が低く、体制整備が課題。

(4) 校内委員会

校内委員会を開催した学校が約 97%となっており、障害のある幼児児童生徒の実態把握等について検討が行われている。

(5) 特別支援教育に関する教員研修の受講

「教員研修の受講状況」については、全体で 75.3%となり、うち管理職（校長、副校長、教頭）の受講率については 86.3%である。平成 25 年度に比べ、それぞれ 2.1%、1.0%増加しているが、更なる受講率の増加が望まれる。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 平成 24 年 7 月 中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会

1. 共生社会の形成に向けて

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system, 署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

○早期からの教育相談・支援

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

○「合理的配慮」について

条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

○多様な学びの場の整備と教職員の確保

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。